

11月は児童虐待防止推進月間です

体罰が許されないものであることが、法定化され、令和2年4月1日より施行されました。

■これらは全て体罰です

- ▷何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ▷いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ▷宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ▷掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

子育てをする中で、うまくいかないことは誰にもあります。そのようなときは周囲の力を借りると解決することもあります。

どのようなことでも相談してください

「子どもに手を上げてしまう」「子育てが不安…」という保護者
「あの子は家で体罰を受けているかも」など感じる地域の人

■暴言などで子どもの心を傷つけていませんか

体罰以外でも怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども、子どもの成長や発達に悪影響を与えることがあります。

こんなことを、していませんか

- ▷冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言う。
- ▷きょうだいを引き合いにしてくれなす。

相談窓口・時間

- ▷府中市要保護児童対策地域協議会（☎43-7255）・平日8時30分～17時15分
- ▷市役所健康推進課（☎47-1310）・平日8時30分～17時15分
- ▷広島県東部こども家庭センター（☎084-951-2340）・平日8時30分～17時15分
- ▷児童相談所全国共通ダイヤル（☎189【通話無料】）・年中無休24時間

あなたの悩み、相談できる窓口があります！

11月12日～25日は、女性に対する暴力をなくす運動期間です

被害を受けた人、不安を抱えている人は、「自分が悪いから」などと自分を責めないでください。配偶者や交際相手などからのDV、性犯罪、ストーリーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

DVは、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など形もさまざまです。

相談窓口・時間

- ▷広島県東部こども家庭センター（☎084-951-2372）・平日10時15分～17時
- ▷市役所女性こども課（☎43-7216）・平日8時30分～17時15分

内閣府が相談窓口を新設

DV相談+（プラス）

☎0120-279-889
24時間対応電話

メール
24時間受け付け

チャット
受け付け時間 12時～22時

はメールやチャットから



府中市では、平成30年から高校生に対するデートDV啓発講演会を実施しています。

11月12日～18日 女性の人権ホットライン強化週間

女性の人権ホットライン

（☎0570-070-810）

女性をめぐるさまざまな人権問題を積極的に把握して解決するため、専用電話相談窓口を常時開設しています。

強化週間中の相談時間 ▷11月12日(木)・13日(金)

・16日(月)～18日(水) 8時30分～19時

▷11月14日(土)・15日(日) 10時～17時

問い合わせ先 広島法務局人権擁護部
（☎082-228-4822）